

役職		免除対象	注意事項
本部役員	会長(1名)	令和元年以降本部役員経験者は本人の希望があれば、次年度以降本部役員・委員ともに辞退対象になる(ただし再任は妨げない)	※1 ※2
	副会長(保護者2~3名)	令和元年以降本部役員経験者は本人の希望があれば、次年度以降本部役員・委員ともに辞退対象になる(ただし再任は妨げない)	※1 ※2
	書記(保護者2~3名)	令和元年以降本部役員経験者は本人の希望があれば、次年度以降本部役員・委員ともに辞退対象になる(ただし再任は妨げない)	※1 ※2
	会計(保護者2~3名)	令和元年以降本部役員経験者は本人の希望があれば、次年度以降本部役員・委員ともに辞退対象になる(ただし再任は妨げない)	※1 ※2
	庶務兼サポートシステム(保護者1~2名)	令和元年以降本部役員経験者は本人の希望があれば、次年度以降本部役員・委員ともに辞退対象になる(ただし再任は妨げない)	※1 ※2
学年委員	1学年(8名)	正・副委員長のみ本人の希望があれば次年度、本部役員は辞退できる 委員経験者は本人の希望があればその子どもに対して委員を辞退できる 他のきょうだいについては免除対象外	※2
	2学年(8名)	正・副委員長のみ本人の希望があれば次年度、本部役員は辞退できる 委員経験者は本人の希望があればその子どもに対して委員を辞退できる 他のきょうだいについては免除対象外	※2
	3学年(8名)	正・副委員長のみ本人の希望があれば次年度、本部役員は辞退できる 委員経験者は本人の希望があればその子どもに対して委員を辞退できる 他のきょうだいについては免除対象外	※2
専門委員	文化厚生(9名)	正・副委員長のみ本人の希望があれば次年度、本部役員は辞退できる 委員経験者は本人の希望があればその子どもに対して委員を辞退できる 他のきょうだいについては免除対象外	※2
	広報(15名)	正・副委員長のみ本人の希望があれば次年度、本部役員は辞退できる 委員経験者は本人の希望があればその子どもに対して委員を辞退できる 他のきょうだいについては免除対象外	※2
	校外(6名)	正・副委員長のみ本人の希望があれば次年度、本部役員は辞退できる 委員経験者は本人の希望があればその子どもに対して委員を辞退できる 他のきょうだいについては免除対象外	※2
	選出(12名)	委員は次年度の本部役員・委員を選出する立場なので次年度に対しては本部役員・委員ともに除外になる 正・副委員長のみ本人の希望があれば次々年度まで、本部役員は辞退できる (ただし立候補は妨げない) 委員経験者は本人の希望があればその子どもに対して委員を辞退できる 他のきょうだいについては免除対象外	※2

※1 本部役員については歴代本部役員名簿で確認できる年度(平成元年)より適用し、各委員会の委員については令和元年度(平成31年度)以降の本部役員経験者より適用する。歴代本部役員名簿は、本部役員が保管する。本部役員の歴代本部役員名簿は25年間の保存。また会則第27条の3にある、議事録、報告書などの重要書類に関する最低保管期限も25年。

※2 本人の希望があればというのは、選出からの調査票に経験の有無を記載いただかないと除外対象にはなりませんので、お手数ですが提出の際は記入願います。